

ONLY★ONE**78**

CONTENTS

- インクルーシブ教育システムの構築に向けて
新潟大学教育学部教授 長澤正樹先生
- インクルーシブ教育システム構築モデル事業
富曾亀小学校の実践
- 居住地校交流の紹介 総合支援学校・深沢小学校
- 日本版KABC-IIの紹介 心理士 田口愛子

長岡市教育委員会学校教育課 平成26年1月17日発行

**インクルーシブ教育システムの構築に向けて****～今、求められる特別支援教育の充実～**

新潟大学教育学部特別支援教育専修

教授 長澤 正樹 先生

1. インクルーシブ教育システムとは

インクルーシブ教育システムとは、障害の有無にかかわらず同じ場で共に学ぶことを保障し、個々に必要な支援を提供して、その子の持つ力を最大限に引き出す教育の在り方といえます。この制度のもとでは、障害のある子どもも居住区にある学校の通常学級における教育が基本ですが、特別支援学級や特別支援学校(特別な場での教育)も子どもの能力を引き出す教育の場として活用されます。つまり、通常学級を基本としながらも、必要に応じて特別な場での教育を選択できるのです(連続性のある多様な学びの場の選択)。

2. 就学指導はこうなる

子どもにあった就学先を決める場合も通常学級を基本としますが、特別な場での教育を活用する権利が子どもに認められています。「通常学級でできないから特別な場」ではなく、「子どもの能力を伸ばすために活用する」という考え方に基ついており、活用するかどうかは子どもや保護者が決定するのです。そのために教育当局は必要な情報を提供し、当事者の自己決定を促します。決定事項や学校が提供する特別な支援の内容は、個別の教育支援計画にまとめることとなります。なお、いじめや偏見など、特別な場で学ぶことへの不安について、学校はしっかり対応しなければいけません。

3. 学校に求められる対応

障害のある子どもをはじめ、さまざまな教育的ニーズのある子どもたちが通常学級に在籍するようになったとき、学校は四つの対応が求められるとします。まず、すべての子どもに必要な共通する対

応として、学習のユニバーサルデザインの導入と段階的な対応です。すべての子どもの学びを保障する授業をすることと、共通する対応で十分学べなかった子どもに補習などの特別な指導を段階的に提供することです。二つ目は、障害特性に応じた特別な対応と合理的配慮です。障害のある子どもが在籍する場合、障害のない子どもと同じ学習条件で学べるよう、特別な対応が保障されます(障害者差別解消法)。三つ目は、特別な場の活用です。通常学級と特別な場での教育を組み合わせ、さらに濃密な対応ができるようになります。最後は、このような対応のための校内システムの構築です。子どもの対応を検討する校内委員会と支援チームの設置、個別の教育支援計画作成と評価のための支援会議の定期的開催、そして保護者をはじめ関係者との連携です。

4. 本人、保護者、市民の方へ

特別な支援を必要とするあなたへ：人にはそれぞれの特性にあった教育の仕方があり、自分にあった特別な支援を求めることは、あなた方の権利なのです。自分たちに与えられている権利をよく知り、自分のことばで特別な支援を求めていきましょう。

保護者の方へ：インクルーシブ教育システムは子ども一人一人の力を伸ばす多様な学びを保障します。お子さんにあった教育をお子さんと一緒に考え、決定してください。

市民の方へ：インクルーシブ教育システムの理念は共生社会の実現です(障害者基本法)。子どもたちの学びは多様であり、それは障害別の教育とは同じではありません。ぜひとも子どもたちの多様な学びが当たり前であることを理解し、合理的配慮などの特別な対応を当たり前の権利として認めてください。そしていじめや偏見のない教育のためにご協力ください。



文部科学省委託 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 長岡市立富曾亀小学校の実践

1 インクルーシブ教育システム構築モデル事業とは

平成24年7月にまとめられた「共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められています。この事業は、学校の設置者及び学校が、特別な支援を必要とする子どもに対して提供する「合理的配慮」の実践事例を蓄積するモデルスクール事業や地域内の教育資源を効果的に活用して「合理的配慮」を提供するモデル地域事業等を実施し、その成果を普及することを目的としています。

2 富曾亀小学校の実践

富曾亀小学校では、「インクルーシブ教育検討委員会」を設置し、この委員会が中心となって、モデルスクール事業に取り組んでいます。日々の実践について、具体的なアドバイス頂く合理的配慮協力員には長谷川清先生、インクルーシブ教育システム構

築に向けた特別支援教育体制のあり方など、モデルスクール事業全体への指導を頂く専門家協力員には長澤正樹先生をお願いしています。

おふたりの先生方からの指導を得ながら、合理的配慮を確実に提供していくために、スクールスタンダードとしての基礎的環境整備と、基礎的環境整備をベースにして、一人一人の特性や教育的にニーズに応じて提供される合理的配慮の関係を整理しました。その上で、基礎的環境整備と合理的配慮について、検討→提供→評価のサイクルで実践事例を蓄積しています

3 来年度のエントリーが可能

インクルーシブ教育システム構築モデル事業は、来年度も継続されます。この事業は、学校単独で応募することも、一定の地域（中学校区など）の小中学校が連携して応募することもできます。事業の具体的な内容やエントリーの手続きなどに関する問い合わせは、学校教育課（☎39-2249 担当：生方、小玉）までお願いします。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業のイメージ

